

新潟県条例第19号

新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改正後	改正前
(返還の債務の当然免除) 第7条 （略） 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(8)（略） <u>(9) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院</u> <u>(10)</u> （略）	(返還の債務の当然免除) 第7条 （略） 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(8)（略） <u>(9)</u> （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。